

香美市教育委員会定例会会議録

(令和6年12月25日)

招集年月日 令和6年12月18日(水)
招 集 場 所 香美市本庁舎 2階会議室
会議の日時 令和6年12月25日(水) 午前9時
出 席 者 宮地 憲一 浜田 正彦 西 美紀 小松 麻由
欠 席 者 な し

説明のための会議出席者

教育次長	中山 泰仁
教育振興課長	一圓 まどか
生涯学習振興課長	小松 幸春
教育振興課対策監	田村 香江
教育振興課学校教育班長	前田 薫
教育振興課総務班長	大峯 啓之
教育振興課学校教育班	浜田 礼奈
教育振興課学校教育班	山中 さや
中央公民館長	植田 佐智
美術館副館長	入野 美紀
生涯学習振興課文化班長	宇根 由紀

職務のための会議出席者

会議録署名委員

小松委員

(開会時刻 午前9時00分)

教育長職務代理者	定刻になりましたので、１２月香美市教育委員会定例会を始めさせていただきます。議事に入る前に、本日の署名委員さんは小松委員になります。よろしくお願いいたします。 それでは、議案第１号をお願いします。 議案第１号「香美市立美術館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について」
事務局	(議案説明)
教育長職務代理者	この条例案について、ご意見をいただきたいと思います。新旧対照表を見てください。少し値上げをさせていただく、ということですか。
事務局	そうです。
教育長職務代理者	それと備考欄を少し詳しく設けたと。アトリエ使用料は変更ありませんか。
事務局	アトリエ使用料については、令和７年度に床の改修工事を行いますので、その後値上げを考えております。
教育長職務代理者	展示室の使用料を、若干値上げしたということですね。何かご異議はありませんでしょうか。
小松委員	今の流れからすると、市民無料というのはとても良いことだと思いますので、良かったです。
教育長職務代理者	この条例案について、我々の意見としては適切との結論でよろしいでしょうか。 「はい」という声あり
教育長職務代理者	では、承認としますので、よろしくお願いします。 議案第２号、よろしくお願いいたします。 議案第２号「香美市立公民館運営規則の一部を改正する規則の制定について」
事務局	(議案説明)

教育長職務代理者	いろいろ整理をしたわけですね、文言の整理とか、条項を少し直したりですね。
事務局	それと、明らかに免除、減額しているものを、此处できちんと謳いました。
教育長職務代理者	次の議案第3号も関連がありますね。ですから、これは規則を受けての規程になるんですか。
事務局	規程は、使用許可の基準を定めていまして、規則は主に免除、こういった団体を免除にします、減免にしますといったことを謳っております。
浜田委員	私から2つ。任期を2年削っていますよね。
事務局	削っている？
浜田委員	2年という任期を、前の規則には、第6条ただし書きの「『し、任期を2年と』を削り」って書いてますよね。
事務局	任期は変わっておりません。前から2年でした。条例で謳ってたと思うんですけども、それを規則に変えたと記憶しております。ごめんなさい、条例もうすっかり忘れてしましまして。けど、任期はいずれにしても変えておりません。条例のほうに移したのか…
教育長職務代理者	条例に移して規則は削ってますから。
事務局	条例で謳いがあるので、二重に定める必要が無いということで削ったんだっかしら。
浜田委員	そうだったかもしれません。前回やったね。 それともう一つ、減免と免除の関係なんですけど、スポーツ少年団連絡協議会は免除ですね？
事務局	はい。
浜田委員	文化協会、スポーツ協会は減免になってるんですね。これはどういう理由やったんですかね。

事務局	文化協会とかスポーツ団体はずっと減免で、何故かスポーツ少年団連絡協議会だけが免除で来てて、体育館もそうなっているということで、その経緯がよく分からなかったのも、今回あえて変えませんでした。今までと同じにしています。
浜田委員	どうしてかなあと思って、少年やからかなと思って。
西委員	その少年っていうのは、スポーツ少年団のことですか？
浜田委員	協議会って書いてる。
事務局	正式名称がそういう名前なんですけど、普通はスポーツ少年団って言われている。
西委員	スポーツ少年団は多分、香美市内にある団体だけなんです。そうじゃないのは、香南市とかからも施設を利用しに来ることがあって、香美市のスポーツ少年団に入りたかって来たけれども、一応香美市内の団体だけということで、お断りしたこともあるんです。そこで違うのかなあと、減免になってるのと。
浜田委員	文化協会なんかは、よく公民館でいろんな行事をしてる。同じ生涯学習として活発にやっていると、もっと融通を効かせたらいいんじゃないかと思ったり、片一方は少年が付いてるからとか、未成年やからとか、勝手に想像しよったんです。
事務局	先ほどの任期の件ですけれども、条例第6条第3項で、任期は2年とすると謳っておりますので、規則から外しています。
浜田委員	ありがとうございます。
教育長職務代理者	第5条の公民館運営審議会の件はこれでよろしいでしょうか。減免の話も出ましたので、使用許可も教育委員会になっております。第10条は減免ですね、此処は？
事務局	第1号が全額免除で、第2号が減額、2分の1の団体を謳っております。
教育長職務代理者	他にございませんか。議案第2号ですが、承認してよろしいでしょうか。

	「はい」という声あり
教育長職務代理者	ありがとうございました。議案第２号は承認をいたします。 続きまして、これに関連する議案第３号、お願いいたします 議案第３号「香美市立公民館の使用許可基準に関する規程の制定について」
事務局	(議案説明)
教育長職務代理者	私から一つ質問ですが、この規程については初めて作られるわけですね。
事務局	今まで、使用を許可する団体の内部規定みたいなものはあったのですが、貸す、貸さないを明確に明文化したものがありませんでした。貸す、貸さないは公民館館長に委任されている事項で、人によって貸したり貸さなかったり、判断がブレてくる可能性があったので、明文化しようとしたものです。
教育長職務代理者	今までも結構ありましたよね。許可した、許可しないってトラブルになったケースも承知してるんですけど、そういったものを明文化するということですね。
事務局	はい。
教育長職務代理者	分かりました。私、条例を覚えてないですが、この条例の第９条第１項の許可に係る基準、そこにこの規程の意味があるわけですね。
事務局	委任は別の規則で、公民館だけではなくて図書館であるとか、出先に関しては、一定許可を事務委任する規程がありまして、使用に関しては公民館長に事務委任がありました。
教育長職務代理者	分かりました。これについては、教育委員会の規則ではなくて、規程を作って、公民館長が判断するという立てりでよろしいですか。
事務局	そうですね。
教育長職務代理者	他にはございませんか。
浜田委員	二つ。一つは、これは憲法第８９条との関係で、公の施設をこういう宗教とか政

	治的な目的に使ってはならない、ということになってるので、その為に明確な基準を設けようと思って作られた、ということよろしいですね。
事務局	社会教育法の第23条に公民館の規制がありまして、政治団体であつたり宗教団体であつたり、それから営利目的のものに貸さない、とあるんですけども、その解釈として、かなり緩やかな解釈が出ております。国からも通達、通知が以前から来ておりまして、余程営利、もう本当に物を売のを目的として部屋を借りるであるとか、政治的活動であれば、定められた期間以外とかにする活動であるとか、布教することを目的としているものは外しますけれども、大体は認めていいという方向にはなっております。
浜田委員	ありがとうございます。憲法第89条を受けて、社会教育法第23条があるので具体的にってるんですけど、公民館だけじゃなくて、結果的に生涯学習を含めて、公の施設に関してはこれが全て適用されるということになります。他の施設、例えば図書館とかも同じことやと思うんですよね、社会教育法第23条に関しては。公民館は貸館事業と言うか、こういうふうに具体的にるので、どうしても多いんですけど、小松課長、他はどうですか。
生涯学習振興課長	明確に定めてないですね。これから考えていかないとと思っています。
浜田委員	頑張って作ってくれたので。
事務局	規程までは行ってないですけど、使用許可の基準っていうのは作って、館が出来た時にもう、金額とかもあるので、ちょっと規則だったか何か記憶にないですけど。
教育長職務代理者	図書館の場合は、明確な目的がありますからね、とんでもないのが来たら出来ませんよね。
事務局	ちょっと本と関連させてもらうようなことを書いてるんだと思う。本を活用してもらいたいという。
浜田委員	かみーるの中にホールが出来たので。分かりました。ありがとうございます。もう一点は、細かいことでごめんなさい。別表の香美市の使用のところの3番目、児童クラブになってる。規程なので正式名で入れて、放課後児童クラブやないかと思うんですけど。

生涯学習振興課長	放課後等児童クラブとかそんな名称？
事務局	規則には確か…
浜田委員	ああそうか、児童クラブ設置条例になってる、放課後は無いの？ 正式名称があるはずなので、確認してもらいたいなと、規程なので。
事務局	条例の名前に合わせておくのが一番かと、香美市児童クラブ設置条例になっておるので、もう児童クラブが。
浜田委員	そこの条例の中がどういうふうになってるか、言葉が。児童クラブでは多分やってないので、香美市は。児童クラブになってる？
教育長職務代理者	放課後児童クラブですか。
浜田委員	通常は。
教育長職務代理者	条例の時には、そのまま児童クラブになっちゅう。
浜田委員	児童クラブ設置条例になっとるね。条例がそうならそれでいいです。中身がね、国のほうは多分、放課後児童クラブになってるので、社会福祉の関係は。
教育長職務代理者	香美市の指定及び管理に書いてますので。
浜田委員	まあ、規程なので言葉は正しく入れてもらうように。大変面倒くさいことをいろいろやっていただいて。
教育長職務代理者	分かりました。他にはありませんか。 それでは、この議案第3号ですが、この使用許可基準の規程、承認してよろしいですね。
	「はい」という声あり
教育長職務代理者	ありがとうございました。承認をいたします。 続きまして、議案第4号をお願いいたします。

	議案第４号「香美市立やなせたかし記念館の指定管理者の指定について」
事務局	(議案説明)
浜田委員	前に聞いたと思うので、確認です。 本来なら、市長が教育委員会の意見を聴取する、そうってますよね。此処の場合、職務代理者 宮地憲一で行くんですかと、ふと思ったんです。
事務局	どうなのでしょう、議案の提案の書式がここが多分、代表、長として…
浜田委員	教育長でもいいんですけど、教育長に意見を聴くのに、教育長がいない。
事務局	教育長が、教育委員会に意見を聴取する。
浜田委員	済みません。法律的には多分、首長さんが聴くはずなので。
事務局	他の条例はそしたら、他の条例議案は…
教育次長	他の市町村では、首長から教育委員会に意見を聴取するという文書が来て、それを以って定例会に諮る、という議案書になっています。議会に提出する議案については、教育委員会の職員に事務の補助執行が出来るようになっておりまして、それを根拠にしていると思うんですけど、議案の提出者が誰になるか、ということは調査不足がありまして。確かに違和感があります。
浜田委員	それで、その後の文章が、第２４４条の２第６項、これ公の施設かな。
事務局	此処が多分、議会の議決が必要な議案になる。
浜田委員	議会の議決を求めるになっているわけでしょう。だから意見を聴取するであつて、委員会がえいか悪いか、議決出来るかなと思ったりして。
教育次長	市長から出てきたものに異論は無い、という意見を出すというのが、この会の議決事項の一つになると思っております。
浜田委員	それで此処やっていってるがやったら、あとは確認だけちゃんとしてもらって、別に問題は無いので、この内容には。

教育長職務代理者	結局、教育委員会の代表者というのは教育長なんですよ。改正地教行法によってですね、それまでは教育委員長だったんですけど。市長が求めるということは、教育委員会に求めないかんけれども、代表者たる教育長に求める。教育委員会の議案提案は、教育長がするわけですから。そんな形を踏襲しているのかなと私は思いました。ですから先ほどの美術館も、意見聴取ですから、やっぱり市長が教育委員会の意見を聴いて、条例を提案するっていうような。いかんって言ったらそれで終わりなんですよ。大抵そうはなんという、適切であるとかですね、そういう形で出しているということじゃないかと。
教育次長	うちは、どうも事務がショートカットされて、本来すべき市長部局と委員会との間のやりとりが…
教育長職務代理者	総務とのやりとりですよ。そこが省略になっちゃう。
事務局	そこを担当職員がやりゆう感じなんです？
教育次長	他のところに聞いてみて、整理せんといかんところやと。課題として。
教育長職務代理者	職員の事務手続きはそれでえいと思うんですけど、いわゆる形式行為になるとしても、やっぱり法の規定がありますから、そこを浜田委員はきちんとしたほうがいいんじゃないかという。
浜田委員	結果的に、この下は全部議会へ上がっていく。
事務局	そうですね、提案理由は、議会では別紙になるんですけど、この下の指定についてから4のところまでが、1枚の議案第何号として議会に行くので、この議案を出していいかどうかを、意見をお伺いしてから提案するっていうのが。
浜田委員	さっきの補助やないけど、市長に代わって教育長がこれを上げる。教育委員会に諮りますよという。
事務局	今まで、多分全ての議案を教育長なり、今職務代理者の名で教育委員会へ提案するという書式でずっとやっているんで、議案は全て、職務代理者名で教育委員会へ提案をさせてもらう？
教育長職務代理者	そこはもうちょっと整理をして…

教育次長	そうですね。
教育長職務代理者	整理したほうがえいと思います。これまでのとおりという、それでいいかもしれませんが。 じゃあ、本論に行きましょう。アンパンマンミュージアムが3年の指定管理の期日が来たので、引き続いて指定管理をしたいんだけどどうかということですが、このことについては別に異議が無いと思うんですが。
浜田委員	ありません。
教育長職務代理者	ということで異議はありません、という意見でございます。 でも、こうやって議論することによって、だんだん手続きがきちんとしていくと思いますので。教育委員もそうですし、参加をしている事務局の方も、そうしていつていただいたらと思います。 議案第5号をお願いします。 議案第5号「通学区域（校区）外通学について（更新）」 （議案第5号は非公開審議案件）
教育長職務代理者	議案第6号をお願いいたします。 議案第6号「区域外就学について（更新）」 （議案第6号は非公開審議案件）
教育長職務代理者	議案第7号をお願いいたします。 議案第7号「香美市小中学生姉妹都市交流事業補助金交付要綱の廃止について」
事務局	（議案説明）
教育長職務代理者	何かございませんか。前回ね…
事務局	そうですね、新しい要綱を11月に。

教育長職務代理者	ご異議は無いと思いますが。 「はい」という声あり
教育長職務代理者	承認いたします。それでは、議案第8号をお願いいたします。 議案第8号「香美市ICT教育研究会補助金交付要綱の制定について」
事務局	(議案説明)
教育長職務代理者	全国大会です。今のところは日程は、令和8年10月30日と31日の2日間にわたって、市内小中学校及び高知工科大学をメイン会場として行います。その所要の準備をするために、こういった補助金が必要だと。
浜田委員	ちょっと細かいことで。 香美市ICT教育研究会、これ設立するわけですね。
事務局	もう既に設立してまして…
浜田委員	その場合に対象は、例えば提案理由の中で香美市内の、この「香美市内の」っていうのは要るの？ 他にもこれに似た研究会的なものが出た場合は。
事務局	香美市内に事務局があるなりしてないと…
浜田委員	いやだから、香美市ICT教育研究会じゃいけないの？
教育長職務代理者	「の」が入っているから。
浜田委員	「市内の」と言うといろいろ取れるけども、具体的にこの研究会がやりますよというので、これを作ってるわけですね。
事務局	そうですね。12月の補正予算で、関連する経費を計上して、通ってるんですけど、企画財政課と話した時に、実際は高知県イノベーションラボっていう名前で立ち上げてまして、特定の団体にみたいな内容はどうかと言われて…
浜田委員	例えば「香美市ICT教育研究会」という名称の研究会は無いんですか。

事務局	無いです。
浜田委員	それでこうなるのか。「香美市の」とか。
事務局	そうですね。その研究会、じゃあ何処なのって言うと、今のところ高知県イノベーションラボがそれに該当する。該当するのはそれしかないというような。
浜田委員	済みません。香美市ＩＣＴ教育研究会というものが出来て、それをバックアップすると思ってたので。
教育長職務代理者	研究会そのものの名称やと思ってね。
事務局	名称はまた別で、名前を付けてるんです。
教育長職務代理者	だからもらえるのか。
事務局	それに該当するような団体には、補助する可能性があるみたいな。
浜田委員	他に出来ても、対象になる可能性はあるということよね。
事務局	そうですね。予算の範囲内で、みたいなところですよ。補助する内容については、その研究会を全日本教育工学研究協議会の団体会員にすると。団体会員にすると、全国大会で発表が出来ます。大会は、開催地の学校での公開授業と研究発表、あとその他講演とかもあるんですけど、大きく言うと研究発表と、公開授業というのがメインの内容になりますので、開催地の研究会が発表することが必要であって、会員登録はしてくださいということになってます。今回、研究会を全日本教育工学研究協議会の団体会員にするための経費を補助すると。
浜田委員	そしたら、ＩＣＴ教育研究会という名称の部分に、説明文が要るんじゃないかと思う。これであれば、別に全国大会のことは規定上見えないですよ。
事務局	そうですね。直接、全国大会に関するものとかは記載してないので。
浜田委員	そういう研究会が出来て、私はこういうことをやりたいと言った時に、ＩＣＴ教育研究会がどういうものか、要綱的に明確にしたほうが… まあ、そこまで言う人はいないのかもしれない。

事務局	補助の対象経費に関しても、結構広めに記載してます。研究会が行う研究授業に対して補助するとしてるので、今回想定している大会、この協議会の団体会員に登録する会費だけではないんですね。今のところ、会員登録分だけしか補助するつもりはないんですけど、先々の展開として、G o o g l e の認定資格を教員に取ってもらうことに補助を出したらどうか、みたいな話もあって。
浜田委員	それだけには留まらないということですね。
事務局	先々の展開として、この研究会にもうちょっと働いてもらおうとすれば、団体会員にするための会費だけしかやらない、みたいには書き切ってしまうと…。また変更すればいいだけの話なんですけど。
浜田委員	基本では、全国大会の団体会員に加入、というのが条件になるわけですか？
事務局	そうですね。
浜田委員	それを、どっかに書いたほうがいいんじゃないか、と思うんですけど。目的をはっきりしないと。
教育長職務代理者	令和8年の全国大会が終わった後も、この要綱を生かしておいて、必要な補助をして、I C Tの研究に活用するということも含んでいるわけですかね。
事務局	そうですね、全国大会が終わった後も、活動していってほしいっていうのは。研究会の会則も会費は取らない、と記載してるんですね。そうじゃないとなかなか続いていかないところで。会費は取らんし、月一回勉強会をやってます。その内容でやっていくのか。市としてもI C T教育の発展のために、此処の団体に補助して、教員のG o o g l e 資格取得者を増やしていくとか、今後の展開としてあったほうがいいところもあって、対象経費に関してはこういう書き方をしてるところです。今回は、団体会員にする補助金の分だけ予算計上をしてるので、それだけにはなりますが。
教育長職務代理者	分かりました。他に質問はありませんか。お二人、ご意見ありませんか。 じゃあ、この要綱ですが、承認してよろしいですか。 「はい」という声あり

教育長職務代理者	ありがとうございました。承認をいたします。 引き続いて、議案 9 号をお願いします。 議案第 9 号「第 5 2 回全日本教育工学研究協議会（JAET）全国大会高知県（香美）大会実行委員会会則の制定について」
事務局	（議案説明）
教育長職務代理者	説明のとおりですが、何かありましたらどうぞ。
浜田委員	運営部と研究部、舟入小学校と大柝小学校なんですけど、J A E T と実行委員会の関係、どういう運営してどういう進め方をするのか、まだ全然分からないんですけど。その中で、組織図でこういう行事をしますよ、と書いてますよね。そういった場合に、運営部会で例えば、大柝小学校でこういうことが出来るのか、事務局置いてどういう働きをするのか、ちょっと分からないというか、まだ見えてない。例えば懇親会って書いてるけど、これは何だと。要は、開会式や閉会式とかいろいろ行事があるんですけど、そういう時にパーティー的なものを開くのかどうか分かりませんが、「懇親会」でなくて、「その他交流に関する事」とかに変えてもらいたいなと。「懇親会」言うと、なんか間違っ取られそうで。
事務局	この組織図に関しては、直すようにします。
浜田委員	事務部会の教育委員会であれば人も多いけど、特に事務局を置かれたところ、大柝小学校に至っては教員も少ないし、当然事務職も…
事務局	研究部、運営部、事務部でどういう人間を配置するか、上村統括官がある程度作ってまして、各学校にも話をしてるんですが、基本的に研究部が公開授業を実施するところです。それ以外の学校にも関わってもらいたい、ということで運営部を作ってます。実際、大会初日の 3 0 日に交流会、宴会場を既に押さえてまして、その運営ですね。地元独自の催しも考えないかん、というところもあります。
浜田委員	人員配置とかも含めて、あまり負担にならないように。上村統括官も全体のことは分かっているけど、全国大会になると案内とかいろいろ、準備も事務局は大変になるので、その辺も踏まえて、もう一度議論させていただきたいと思います。
事務局	先に申し上げたとおり、現地の実行委員会と別に、J A E T の事務局が立ち上げ

	る企画委員会があります。現地の実行委員会の会長が、J A E Tの企画委員会の副会長になる、ということになってまして、当日の運営は、J A E T事務局の企画委員会がメインになります。大会当日、開催地は手伝いするみたいなイメージですね。ただ、大会の公開授業をこんな内容にするであるとか、パネルディスカッションとか講演とか、そこをどういう内容をしたいかというのは、地元で考えてくださいと言われてるので、企画みたいなのところですね、そこはやらないかな、というところになってます。
教育長職務代理者	よろしいですかね、他にありませんか。
小松委員	別紙の会則ですけど、第 1 1 条第 1 号に「会議を招集する暇がないとき」とあるのですが、この暇がないとき、というのはよく使われる文言なんですか。
事務局	土佐山田祭りの実行委員会の会則を基にしていますんで、基本的に余りそういうのは想定していないというか。
小松委員	大峯さんは「いとまがないとき」って読んでくださったので、そうかと思ったんですが、「ひまがない」といったら結構くだけで聞こえるので、時間的余裕が無い時とかそういうことであれば、会則としておかしくないかなと思ったりしたので聞いてみました。
事務局	総務課にもチェックしてもらいましたが、このまま取ってるというところです。
小松委員	分かりました。
教育長職務代理者	運営細則は自分達で決めたらいいわけですから。 舟入小学校とか運営部も出てきます。それから大柝小も、今年の教員の配置であれば、校長 1 人と先生が 2 人なんですよ。そういう事情なので、ご心配もあったと思います。なお、その辺については、しっかり詰めて準備をしていただきたいと思います。 他にはございませんかね。 初めてのことでですから、まだいろいろ一杯出てくるとは思いますけれども、慎重に、しかも積極的に準備を行っていただきたいと思います。 それでは、この件については承認してよろしいでしょうか。 「はい」という声あり

教育長職務代理者	ありがとうございました。承認いたします。よろしくお願いいたします。 あともう少しですので、引き続いて進めさせていただきます。議案第 10 号をお願いいたします。 議案第 10 号「通学区域（校区）外通学について」 （議案第 10 号は非公開審議案件）
教育長職務代理者	次に、議案第 11 号をお願いいたします。 議案第 11 号「通学区域（校区）外通学について」 （議案第 11 号は非公開審議案件）
教育長職務代理者	それでは、報告第 1 号をお願いいたします。 報告第 1 号「香美市立片地小学校学校医の解嘱及び委嘱について」
事務局	（報告説明）
教育長職務代理者	先生が交代しましたので、新たな人をもって、ということになります。 続きまして、報告第 2 号をお願いいたします。 報告第 2 号「香美市立中央公民館運営審議会委員の辞職の承認について」
事務局	（報告説明）
教育長職務代理者	随分活躍してくださった方ですので、もう本当に有難いと思っております。 他にはございませんか。ありがとうございました。
事務局	議案第 3 号の「児童クラブ」の件ですが、児童クラブ設置条例、こちらも「香美市児童クラブ」で、他の児童クラブも軒並みに…
教育長職務代理者	呼称が全部出てますね、各小学校。
事務局	よろしいですか。

教育長職務代理者	ありがとうございました。 これで、提出議案は全て終わりました。大変お疲れ様でした。12月の教育委員会定例会を終了いたします。 (閉会時刻：午前10時38分)
----------	--